

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和4年3月25日(金)午後7時00分～午後7時45分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)

3番委員 益 田 麻衣子

4番委員 井 上 孝 男

5番委員 菱 木 俊 匡

3 説明員等氏名

理事・教育部長 北 村 洋 子

文化部長 鈴 木 裕 一

教育部副部長 飯 田 義 一

文化部副部長 尾 沢 昌 裕

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教育指導課長 高 田 秀 樹

文化財課長 内 田 文 明

教育総務課副課長(総務係長事務取扱) 濱 野 光 利

教育総務課副課長(放課後子ども係長事務取扱) 石 井 浩

教育指導課指導主事 鈴 木 孝 宗

(事務局)

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 議事

日程第1 議案第8号 史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則

(文化財課)

5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(その14)

(教育部・文化部)

(2) 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

(教育指導課)

6 議事

日程第2 議案第9号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第3 議案第10号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

(教育総務課)

日程第4 議案第11号 小田原市新しい学校づくり推進基本方針について（諮問）について
（教育総務課）

日程第5 議案第12号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則（教育総務課）

日程第6 議案第13号 社会教育主事の任命について（教育総務課）

7 その他

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】（教育総務課）

8 議事等の概要

（1）教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

（2）2月定例会議事録の承認

（3）議事録署名委員の決定…4番 井上委員、5番 菱木委員に決定

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の日程に「議案第12号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」及び「議案第13号 社会教育主事の任命について」を追加し、議題としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

さて、本日の議事日程は、お手元に配布したとおり定めました。

それでは、日程に従い、進めてまいります。

（4）日程第1 議案第8号 史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則
（文化財課）

○文化財課長 それでは、私から説明申し上げます。

お手元の資料議案と2ページの議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由と内容でございますが、御用米曲輪の発掘調査で江戸時代の蔵跡6棟を確認いたしましたが、南西側の遺構面から戦国時代の貴重な池跡、庭園跡、建物跡が見つかりまして、どちらも重要な遺構であることから、北東側半分は江戸期、南西側半分は戦国期として、複合的整備を進めているところでございます。その中で、江戸期の整備が大分進んでまいりまして、ここで戦国期整備方法などを検討する必要が生じてまいりました。

そこで、御用米曲輪における戦国期整備方法の専門的な検討を行うため、「改正理由」のところでございますように、史跡小田原城跡調査・整備委員会に、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置する等のため改正するものでございます。

次に、内容といたしましては、1つ目に、史跡小田原城跡調査・整備委員会に、この戦国期整備検討部会を置くこととし、部会の運営について必要な事項を定めるものでございます。

そして、3ページの新旧対照条文の改正後の表の4にございますように、部会員の数は5人以内とするものでございます。

恐れ入ります。議案説明資料にお戻りいただきまして、2つ目に、史跡小田原城跡保存活用計画策定部会を廃止するものでございます。

次に、この規則の適用は、令和4年4月1日といたします。

なお、部会員の人选等につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会委員長が指名することとなっておりますが、こちらにつきましても、今後の教育委員会定例会で御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

(質疑・意見)

○吉田委員 部会員の数が9人から5人に減ったのはどのような理由でしょうか。

○文化財課長 史跡小田原城跡保存活用計画策定は検討の内容が多岐にわたるため、市民や観光面や都市計画等の分野から部会員を選出したため、全体の保存活用計画策定部会は9人ということで市民が入っている状況でした。

今回の史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会においては、戦国期の整備に特化した専門知識を必要とするため、検討に必要な内容から専門家、大学教授、名誉教授、それから准教授など学識経験者の5名を選出する想定であります。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(5) 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その14)
(教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、御説明いたします。資料1を御覧ください。

はじめに、「1 学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の状況」でございますが、令和4年1月11日からの冬季休業明けの学校再開以降、アからウに記載のとおり、学級閉鎖等を実施しています。

学級閉鎖等については、感染者が1人でも学級閉鎖としておりましたが、学びの保障や児

児童の居場所の確保の観点から、小田原保健福祉事務所及び小田原市学校保健会と調整いたしました。直近3日間の陽性者が学級において、2人以上確認された場合に、週休日等を含めて5日間の学級閉鎖を行うように変更いたしました。3月4日付けで保護者宛に通知いたしました。

次に、「2 まん延防止等重点措置区域への延長に伴う措置」でございます。3月6日までを期間とする「まん延防止等重点措置」が3月21日まで延長されることとなりましたことから、改めて感染症対策の再確認と徹底を学校に対して依頼しました。

まん延防止等重点措置が解除された時点では特に新たな通知はしていませんが、新学期に向けて、改めて注意喚起をしたいと考えています。

その他の措置としましては、放課後児童クラブは開所を継続しておりますが、学級閉鎖等に該当する児童は、閉鎖を決めた日から終了までの期間は利用不可といたしまして、また、同一のクラブ室において直近3日間の陽性者が2人以上確認された場合は、学校への登校及びクラブの利用の自粛を求めることとしました。

なお、現在まで登校自粛を求めた児童数は累計386人となっております。

資料に記載はございませんが、小中学校の卒業式につきましては、来賓等の出席は見合わせましたが、無事に全学校で開催することができました。

最後に、「3 施設の利用状況」につきましては、文化部関係の施設の状況でございますが、使用は継続いたしております。

(質疑、意見等)

○吉田委員 まん延防止等重点措置が解除された後、学級閉鎖等の基準というのは変わっていないのでしょうか。

○学校安全課長 まん延防止等重点措置の指定が外れた以降について特に変更はしていません。今のところ小田原管内の発生の状況が極端に低くなったということではありませんので、今のところは現状維持でやっております。ただ、いずれにいたしましても、常に見直しはしておりますし、小田原保健福祉事務所及び小田原市学校保健会と相談しながら適宜見直しをしてまいりたいと思います。現状はそのようなところです。

○吉田委員 コロナの状況が横ばいで続くということで考えられていて、その場合、子供たちの学習の保障をどうするのかというのは出てくると思うのです。学級閉鎖、学校閉鎖をする理由、何のためにしているのか理由をお聞かせください。

○学校安全課長 学校生活が集団での生活になりますので、そこでの感染を防止するためとなります。

○吉田委員 そうしますと、例えばクラスに2名の感染児童がいた場合、その時点で学級閉鎖をすればその2名の児童生徒からうつっているかもしれない子供が、他の児童生徒にうつすことがないということでしょうか。

○学校安全課長 そういうことになります。

○吉田委員 そうしますと、学級閉鎖や学校閉鎖の効果はあったのかの検証はされてい

ますか。学級閉鎖、学校閉鎖をした学校の児童生徒が学級閉鎖中に家庭で感染が発覚したという例も多いのでしょうか。何例ありますか。

○学校安全課長 学級閉鎖であっても、学校からはそのクラスに限らず、発生があれば報告がありますので、学級閉鎖をした後で、後追いで発生しているケースはある程度実際にあります。具体の数字は持ち合わせておりませんが、学級閉鎖で感染が防止された効果はあると考えております。

○吉田委員 例えば学級閉鎖、学校閉鎖というふうにゼロか100かで考えるのではなくて、給食などうつりやすいシーンを避けて、午前だけは授業をすとか、何とか学校という場に子供が来る成長の機会とか、居場所を奪わないような最善の方法を検討していらっしゃるのでしょうか、もっといろいろな方法を検討できないのかなと思うのですが、これで本当にコロナが横ばいでいったら子供たち勉強できませんよね。育つこともできないし、家族も行き詰まるということもあるかもしれませんし、それから小田原市でも給食がその子の栄養を取る大切な機会という子もいます。そういう子をどうするのかというのも去年の9月に学校を再開した時に給食は任意にしたり、いろいろと工夫されていたりしてましたので、そのような工夫が今後あるのかどうかということも教えていただきたいのです。学級閉鎖、学校閉鎖が年中あるようだととても教育を保障していると言えない状況であると心配しているのですが。

○学校安全課長 おっしゃるとおりだと思います。今回、先ほど御説明のとおり、1人の発生から2人に変更したり、基準の見直しは常にしております。管内の発生状況がどのような状況かということもありますので、医学的なことは保健福祉事務所ですとか学校保健会とも相談しながら、こちらでも分かりかねる部分がありますので、お話しのとおり、工夫することもあると思いますので、その辺のところは見直しをしていきたいなと思っております。

○吉田委員 エビデンスが必要だと思いますので、学級閉鎖したクラスや学校閉鎖した学校全体の中でその後、学校の中でその子が登校したからうつったかもしれないタイミングで発症した子、学級閉鎖した後で、学級内でうつったらしき発症の過程であって、学級閉鎖していなかったら学校の中でクラスターが発生したかもしれないということがあったのかどうかということも数字とかグラフできちんと示していく必要があると思います。そうしたら保護者の方も納得できると思いますので、かなりの数がありますという説明では納得しがたいと思います。

○柳下教育長 閉鎖中の学習保障はどうなっていますか。

○教育指導課長 学級閉鎖になった場合に、1の子は陽性者に、学級規模によって人数は違いますが、その他の子は自宅での待機となりますので、学習保障を学校で行っていくということで、現在学習用端末が1人1台整備されておりますので、自宅にいるうちに次の日から登校がなくなりましたという場合には、翌日保護者に取りに来ていただいたり、学校が配布したりしながら端末を家に持ち帰って5日間から7日間の学級閉鎖期間ですけれども、できるだけ多くの期間端末を使って学習ができるように進めています。端末だけの学習というわけではなく、ドリルをしたり自分で本を読むとかいろいろな学習形態がありますので、できるだけ朝の時間にリモートで朝の会や健康観察を先生がクラスの子供たちとして、

今日はこのようなことをやっていきたいと思いますということで確認しながら進めているという事例を聞いております。

○吉田委員 それは全ての学校、全てのクラスでできているのでしょうか。

○教育指導課長 学級閉鎖になった学校、学級については、全校で実施していると聞いておりますが、始めたタイミングですとか学年のお子さんによってはなかなかうまくつながらなかったという課題があったということは聞いております。

○吉田委員 学級閉鎖や学校閉鎖は仕方がないという状況では、その学習方法を徹底してやって、子供たちが学習がどのくらいできたかということについてももしっかり検証してもらいたいと思います。学校に来るのに越したことはないのですが、次善の策として家庭学習が全ての子供、学習環境が整わない子供は、丁寧に行ってやっていってらっしゃると思いますが、行っていただきたいと思います。家にいる子供たちがどんなふうに過ごしているのかというのも難しいかと思いますが、把握できたらと思います。

○柳下教育長 閉鎖中の子供たちの学習保障等については今後もしっかり検討検証して学校に指示してまいりたいと思います。

○益田委員 実際にオンラインで使っているのを見たのですが、良いところもあると思います。自分で作っているのを動画で見てアップするとか保護者でもできないことを子供たちはどんどんできるようになっている。その部分はとても良いなと思ったのですが、端末でやっているとうゲーム感覚になってしまって、残らないということもありますので、そこら辺はしっかり指導していただきたいと思います。家庭学習は、ドリルなりを用意できる家庭は良いですが、そもそもない家庭もありますので、そういうところにもきめ細やかな対応をお願いしたいのと、学年内で何度か同じ学年が閉鎖になっていることもありますので、出席日数等々の平等でないところもあると思います。次年度に繰り越しても良いと文部科学省が言っているのですが、次年度に繰り越すそうですが、6年で終わらなくて、中学に行って他の学校から来て合わないということもあるかもしれないので、教育委員会でもどこまで終わっていてどこまで終わっていないのかを把握して次年度に引き継いでいっていただきたいなと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(6)(2) 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは私から説明します。資料2を御覧ください。

まず、調査の概要から御説明申し上げます。はじめに、調査の目的です。1点目は、国が、子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

2点目は、教育委員会及び学校が、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。

3点目は、各学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てること。以上の3点を目的とした調査となっております。

調査の対象は、小学校第5学年、中学校第2学年です。

調査事項及び内容ですが、実技調査は、「新体力テスト」と呼ばれるもので、以下の8種目となります。

質問紙調査は、児童生徒を対象にした調査と、学校を対象にした調査があります。

調査は、実技調査が令和3年4月から令和3年7月、質問紙調査が令和3年7月に実施されております。

それでは、小中学校それぞれの結果について御報告いたします。

5（1） 体力合計点の平均値の経年比較となります。資料1 ページ目の下の部分です。

小田原市の子どもたちの体力合計点は、全国的な傾向と同様、近年の記録を下回る結果となりました。特に、中学2年生の低下は非常に大きいものになりました。中学生にとって、体力と部活動との相関は大きいと考えますが、特に今年度の調査対象となった中学2年生は、入学後もしばらくの間、臨時休業などの影響で部活動が開始できなかつたり、部活動開始後も緊急事態宣言等により何度も活動内容や対外試合が禁止されたりする期間がありました。このことが大幅な体力低下につながった要因であると考えています。

次に、2ページ 判定分布の経年比較となります。

判定基準は、8種目各10点満点の合計を、表にある基準に基づき、AからEの5段階で判定しており、体力合計点の低下に伴い「運動が得意」な児童生徒群とされるA・B判定の割合は大きく減少しました。

なお、本市では、子どもの体力の目標として、D・E判定の合計が20%以下になることを目標にしています。これは、「運動を苦手と感じている児童生徒はその後の人生においても運動・スポーツを志向しない」という傾向があるからです。こちらも、体力合計点の低下に伴いD・E判定となった割合は増加しましたが、全国平均と比較すると少ない結果となりました。

これは、日頃の体育授業から「運動が苦手」または「得意ではないと感じている児童生徒」に対して技能習得や体力の向上を重視するのではなく、楽しみながら運動・スポーツに触れさせるよう授業計画や評価を工夫して取り組んでくださっている成果として表れているものと捉えています。

次に、3ページ 種目ごとの平均値について御報告します。

数値にアンダーラインをしている種目は全国平均を上回ったものです。

小中学生とも令和元年度の記録と比較して種目ごとの記録は全体的に低下していますが、握力、長座体前屈の記録は向上しました。

このことは、学校再開からしばらくの間、体育の授業では児童生徒同士の身体的距離を確保した中で実施可能なストレッチ体操や体づくり運動など、個人で活動する種目を実施した学校が多かったことが影響していると考えます。

4ページからは、児童生徒質問紙調査の結果、5ページには、学校質問紙調査の結果を記載しました。

これらの調査結果の特徴から1点、御報告いたします。

I C Tは、合理的・科学的に課題を解決する力の育成に大きな期待ができるものです。撮影した自分の動きを観て、次々に新たな目標を設定しながら学習を進めていくなど、児童生徒が主体的に学習に取り組むためのツールとして大変有効であると考えております。

児童生徒質問紙調査を実施した7月段階のI C T活用状況は、全国と比較すると小中学校ともに高い傾向にあるものの、まだ十分とは言えません。引き続き、大容量通信環境を活用した動画視聴や活用場面の工夫・改善により、より子どもたちが主体的に体育学習に取り組もうとする資質・能力の育成につながるものと期待しています。

最後に、5ページ目下の部分7の市教育委員会の取組につきましては、次の3点を進めてまいります。

1点目、令和4年度以降も、体力・運動能力向上指導員や著名なアスリートを小中学校へ派遣し、児童生徒の体力・運動能力や運動に対する関心・意欲を高める取組を推進していきます。

2点目、I C Tを活用した学習指導の工夫改善が図れるよう、教員対象の学習会や研究会を開催していきます。

3点目、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた情報提供に努めること、以上の3点について主に取り組んでいきます。

報告は以上です。

(質疑・意見)

○吉田委員 調査結果を拝見すると、学校で運動することがいかに子供の運動能力を伸ばしているのかとか、運動への志向を深めているのかというのが本当にはっきりわかったなと思いました。学校で運動を推進していくことは大切だと感じました。コロナのことが書いてありますが、最後の情報提供のところでコロナ禍でも運動能力が育つような運動の仕方というのを情報として学校に配信して、学校でもコロナだからだめだよねではなくて、コロナ禍でもこういうことができるとか、もっと工夫できるとか情報を工夫されている学校もあると思うので、そういった学校の情報を広く伝えていくとか、そのような形でコロナ禍にあっても子供たちの運動能力が高まるような働きかけをぜひお願いしたいと思いました。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 日程第2 議案第9号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに規則の「改正理由」ですが、学校給食の公会計化に伴い、教育部学校安全課の事務分掌の整備を行うため改正するものです。

次に「内容」でございますが、表に記載のとおり、教育部学校安全課の事務分掌について、学校給食会の解散に伴い、「学校給食会に関すること」を削除するとともに、学校給食会の事務の内、給食用物資の購入に関する事務及びその経理に関する事務については、学校安全課の事務として残りますことから、運営についての項目を追加し、「学校給食の指導、計画及び運営に関すること」と改めるものでございます。

この規則は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第3 議案第10号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について
(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりください。

小田原市新しい学校づくり検討委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行う附属機関として、令和4年4月1日に設置するものでございます。委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

委員会の委員は「小田原市新しい学校づくり検討委員会規則」第3条に規定する選出区分に従い、学識経験者、住民組織の役員、児童及び生徒の保護者等を代表する者、市立小学校及び市立中学校の校長、公募市民等の中から委嘱することとなっており、表に記載の10名について、委員として適任と思われまので、提案するものでございます。

なお、公募市民につきましては、12月1日号の広報紙や市のホームページ等により募集をしましたところ、5名の応募があり、書類及び面接による審査の結果、表に記載の2名を選出したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見)

○井上委員 新しい学校づくり検討委員会の名前のおりだと思っておりますが、どのような内容でこの検討委員会の話が進んでいくのかというのが1点です。それから、学識経験者の方たち、学校の代表の方は分かるのですが、公募市民の方の選出というのはどのような方

がなられているのか、応募は5名だったということですが、どのような判断で選ばれたのかをお聞きしたい。

○教育総務課副課長 令和4年度から2年間をかけまして新しい学校づくりの推進基本方針、子供たちにとってより良い教育環境について検討委員会で定めていながら、教育委員会として方針を策定していきたいと思えます。

2点目の公募市民については、先ほど教育総務課長から選定の手順を説明いたしましたが、庁内の要職にある職員が選定を行いまして、5名のうち、小論文や面接において、その方の思いや、そして委員会の中で関わっていくのでコミュニケーションが円滑に進められるか。そういった観点で今回こちらにお示しした2名の方を選出させていただきました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第4 議案第11号 小田原市新しい学校づくり推進基本方針について(諮問)
について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明申し上げます。議案書をおめくりください。

小田原市新しい学校づくり検討委員会につきましては、委員の選任でも御説明いたしましたが、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること、とされております。

2 諮問事由として記載のとおり、本市の学校教育の在り方を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置や子供たちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示す「小田原市新しい学校づくり推進基本方針」について諮問するものでございます。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見等)

○吉田委員 期待なのですが、この新しい学校づくりにどこにでもあるようなものではなくて、小田原の良さを子供たちに伝える小田原らしさを盛り込んでいただけると嬉しいです。希望です。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 日程第5 議案第12号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書を2枚おめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

改正内容の「1 学校運営協議会への情報提供」でございますが、教育委員会及び設置学校の校長は、学校運営協議会が適切に合意形成を図ることができるよう必要な情報提供に努めなければならないこととするものでございます。

3ページの新旧対照表の第8条を御覧いただきたいと思えます。右側の改正前の第1項で、「教育委員会は、協議会に対し、当該協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行うことができる」と規定されていたものを、「必要な指導及び助言を行うものとする」という義務規定に改めることと合わせまして、教育委員会及び学校にも協議会への情報提供を努力義務とするものでございます。これまでも学校運営協議会への情報提供は適切になされていたものと認識しておりますが、これをより明確にするため、規定を追加するものでございます。

資料の2ページにお戻りください。

内容の「2 学校運営協議会の設置」でございますが、城南中学校、酒匂中学校、及び国府津中学校に学校運営協議会を設置することとするものですが、国府津中学校につきましては、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合に、2以上の学校に1の学校運営協議会を置くことができるとする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項ただし書の規定により、国府津小学校と合同で、「国府津地区学校運営協議会」を置くものでございます。

次に、内容の「3 学校運営協議会の廃止」につきましては、ただ今御説明した国府津地区学校運営協議会の設置に伴い、国府津小学校学校運営協議会を廃止するものでございます。

なお、学校運営協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くこととなっておりますが、それぞれの中学校長からの設置依頼について、資料の最後に添付しておりますので、御参照ください。

資料の2ページの最後でございます、適用でございますが、この規則は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第6 議案第13号 社会教育主事の任命について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは御説明させていただきます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

来る3月31日付け及び4月1日付けの人事異動に伴いまして、令和4年4月1日付けで社会教育主事に遠藤倫子及び小澤克之の2名を任命するとともに、令和4年3月31日付けで八田善行及び砂原くりこの2名を解任しようとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

9 教育長閉会宣言

令和4年4月25日

教 育 長

署名委員（井上委員）

署名委員（菱木委員）